図　　特別な事由による各年単位取得条件適用除外の考え方

１年目に特別な事由発生

例１－１

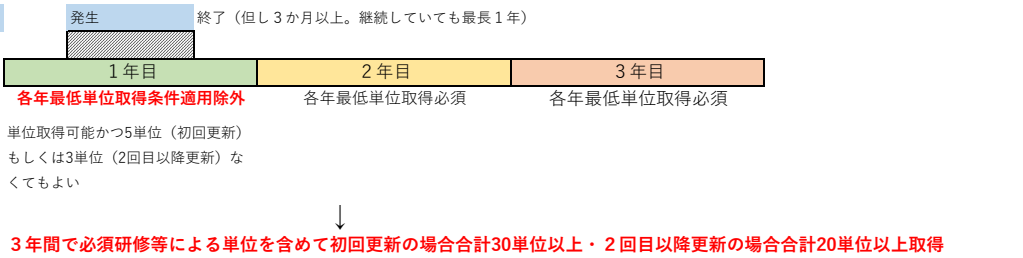


**３年間で必須研修等による単位を含めて初回更新の場合合計30単位以上・２回目以降更新の場合合計20単位以上取得**

例１－２

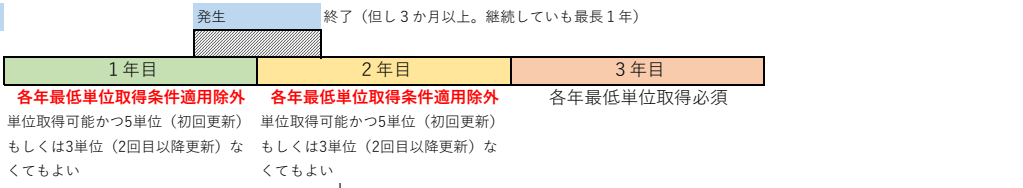


**３年間で必須研修等による単位を含めて初回更新の場合合計30単位以上・２回目以降更新の場合合計20単位以上取得**

２年目に特別な事由発生

例２－１

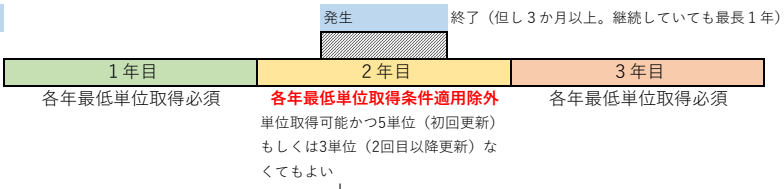


**３年間で必須研修等による単位を含めて初回更新の場合合計30単位以上・２回目以降更新の場合合計20単位以上取得**

例２－２

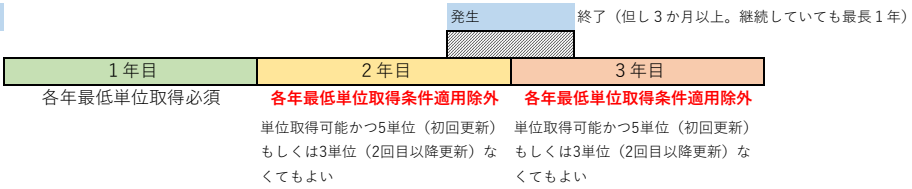


**３年間で必須研修等による単位を含めて初回更新の場合合計30単位以上・２回目以降更新の場合合計20単位以上取得**

３年目に特別な事由発生

例３－１

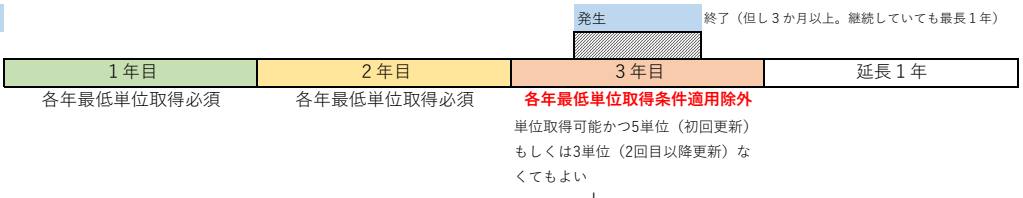


**４年間で必須研修等による単位を含めて初回更新の場合合計30単位以上・２回目以降更新の場合合計20単位以上取得**

例３－２

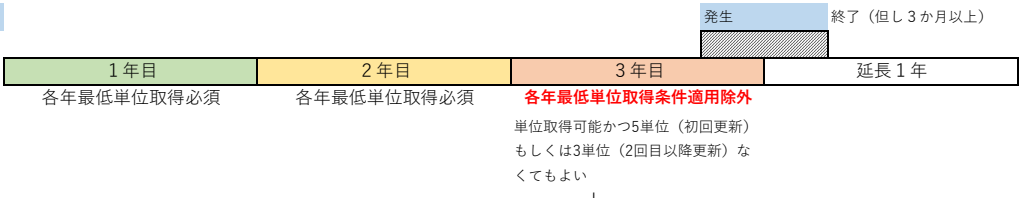


**４年間で必須研修等による単位を含めて初回更新の場合合計30単位以上・２回目以降更新の場合合計20単位以上取得**

【注意①】認定開始前から特別な事由が発生していた場合、認定１年目に３か月以上かかった場合に限って、認定１年目の各年最低単位取得条件の適用を除外します。

【注意②】各年最低単位取得条件の適用除外期間は上図の通りですが、**日本小児臨床薬理学会への参加による単位や必須業務実績報告による単位等は実際の特別な事由発生期間に応じた判断をします。**詳細はホームページ「３．日本小児臨床薬理学会学術集会への参加に支障があった場合」および「４．必須業務実績報告の提出に支障があった場合」を参照して下さい。

**次頁に例を示していますので、参考にして下さい。**

（例）

**以下はあくまでも例です。上記の「特別な事由による各年単位取得条件適用除外の考え方」やホームページ記載事項も参照しつつ、ご自身の場合を判断して下さい。**

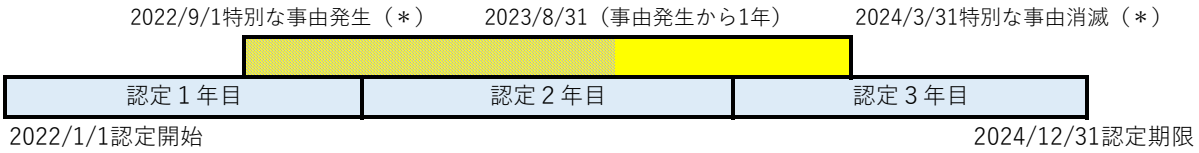


＊特別な事由発生とは休業等開始日をいい、特別な事由消滅とは休業等最終日をいいます。

**１．単位の取得について**

各年最低単位取得の条件（初回更新の場合は５単位・２回目以降更新の場合は３単位）の適用が除外されるのは、特別な事由発生から３ヶ月以上最長１年の期間（上図網掛け部分）に該当する認定年のため、この例では認定１年目・２年目のみです。よって認定１年目・２年目は各年最低単位を取得できなくても構いませんが、認定３年目は規定されている各年最低単位を取得する必要があり、かつ、３年間の認定期間中に規定されている単位（必須研修等による単位、あるいはそれに代わる単位として許可された単位を含む。初回更新の場合は30単位以上、更新の場合は20単位以上）を取得する必要があります。

**２．必須業務実績報告について**

この例では、実際の特別な事由期間が2024/3/31までのため、必須業務実績を提出できない（休業中で小児医療に関わることができない）認定年は認定２年目です。よって認定２年目は３単位分を別に定めるレポートを提出し、評価に合格することによって必須業務実績報告の単位に代えます（提出時期等詳細は「特別な事由による各年単位取得条件適用除外申請」を受けて当財団で決定、通知します）。認定１年目および認定３年目は特別な事由期間に重なっていない期間（就業しており、小児医療に関わっている期間）があるため、できうる限り必須業務実績報告を提出し、それによって単位を取得して下さい。提出期限等は実施要領に準じます（詳細は　https://www.jpec.or.jp/nintei/shouni/certificate_renew_terms.html　の当該箇所を参照して下さい）。提出できなかった場合のみ別に定めるレポートの適用可否を検討します（申請を受けて研修センターで判断）。なお、本報告による単位取得が必須とされているのは初回認定期間のみのため、これの適用も初回認定時のみです。

**３．日本小児臨床薬理学会学術集会について**

認定期間内に開催される日本小児臨床薬理学会学術集会（年会）に最低１回参加し、３単位以上取得して下さい。オンライン開催があり、それによる単位取得が可能な場合はそれも活用して下さい（詳細はその学術集会時に小児臨床薬理学会事務局にご確認下さい）。学術集会開催期日が特別な事由期間にあって参加できなかった場合は別に定めるレポートを提出し、評価に合格することによって小児臨床薬理学会学術集会の単位に代えます。詳細は「特別な事由による各年単位取得条件適用除外申請」を受けて当財団で決定、通知します。